## 金融庁:「投資信託財産の計算に関する規 則の一部を改正する内閣府令(案)」等に 対するパブリックコメントの結果等

『会計情報』編集部

金融庁は、「投資信託財産の計算に関する規則の 一部を改正する内閣府令(案)」等の改正案に対す る意見募集を行い、2024年2月15日に結果を公表 した。

## 1. 改正の概要

本件は、投資信託及び投資法人に係る一単位 (口) 当たりの純資産額と基準価額において差異が 生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額 及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を 行うものとされている。

## 2. 施行日

本件の内閣府令は、令和6(2024)年2月15日 付けで公布・施行される。

詳細については以下のウェブページを参照いただ きたい。

「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正 する内閣府令 (案)」等に対するパブリックコメン トの結果等について:金融庁(fsa.go.ip)

以 上